

猫魔ホテル猪苗代ゴルフコース 1 年間会員規約

平成 18 年 1 月 1 日

(名 称)

第 1 条 本会は猫魔ホテル猪苗代ゴルフコース 1 年間会員 (以下「年間会員」という) と称する。

(事務局)

第 2 条 本会の事務所は、猫魔ホテル猪苗代ゴルフコース内に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は健全なるゴルフ普及・発展と品格・エチケット・マナー向上に努めると共に、会員相互の親睦を図る事を目的とする。

(運 営)

第 4 条 本会は前条の目的を達成する為、運営はすべて事務局にて行う。事務局長には、猫魔ホテル猪苗代ゴルフコースの支配人が当り、運営の責任者となるものとする。

(入 会)

第 5 条 猫魔ホテル猪苗代ゴルフコース年間会員の有効期限は入会日より 1 年間とし、会員証に記載した有効期間とする。

本会の会員とは、猫魔ホテル猪苗代ゴルフコースの入会承諾があり、なおかつ入会申込み手続きを行い、入会金の払込みを完了した者をいう。

一旦入金した入会金は、理由の如何を問わず返還しない。

(会員の権利)

第 6 条 会員は別に定める特別料金にてプレーすることができる。

本コース及びその附属施設を本コースの休業日を除く、会員資格有効期間内すべての開場時間内において、会社が承諾した所定の条件にて利用できる。

本クラブ主催の競技会、その他の行事に事務局が定め、会社が了承した条件で参加できる。

(会員の義務)

第 7 条 所定の利用料金を遅滞なく会社に支払うこと。

本規約を遵守し、事務局の決定に従うこと。

同伴・紹介ビジターの行為及びその諸支払については、その紹介者たる会員が責任を負うこと。

プレー当日は、受付の際必ずフロントにて会員証を提示すること。

会員証を紛失した場合、直ちに事務局に届け出ること。

(処 分)

第 8 条 会員が次の事由に該当する時は、事務局において会員資格の停止または除名することができる。

本会および猫魔ホテル猪苗代ゴルフコースの名誉を毀損し、また秩序を乱したとき。

本規約その他の規約に違反したとき。

入会后暴力団関係者ということが判明した場合。

その他処分を適当とする行為があったとき。

(会員資格の喪失)

第 9 条 会員は次の場合その会員資格を失う。

会員資格有効期間が満了したとき。

退会または除名のとき。

死亡または会員たる法人の解散。

会員資格は一切譲渡できず、期間満了後その資格を失う。

(細 則)

第10条 その他必要な細則は、事務局において別にこれを定める。
規約は必要に応じて変更することができる。

この規約は、平成17年2月10日より施行する。